長崎市ふるさと納税事務代行業務委託等に係る説明書

１　業務の概要

（１）業務名

長崎市ふるさと納税事務代行業務委託等

（２）業務内容

長崎市ふるさと納税事務代行業務委託等仕様書（以下「仕様書」という。）による。

（３）履行期間

契約締結日から令和９年７月３１日まで

（寄附受入は、令和６年８月１日から令和９年７月３１日まで）

（４）履行場所

受注者の事業所

（５）予算額

２，４２３，８７３，１２０円（消費税相当額を含む。）

（返礼品代、配送料及び返礼品代の振込手数料含む。）

（６）長崎市寄附受入目標額（さとふる等含む。）

令和６年度　　２，０００，０００千円

令和７年度　　２，４００，０００千円

令和８年度　　２，７００，０００千円

令和９年度　　３，０００，０００千円

【参考】寄附受入れ実績

	金額（千円）	件数（件）	備考
令和２年度	９４６，６４８	４５，８２８	
令和３年度	１，０９１，５４８	５５，２８８	事務代行事業者変更に伴うポータルサイト一時停止（順次：７～８月）
令和４年度	１，４６１，１９０	７０，３５０	
令和５年度（見込み）	１，６５０，０００	７５，０００	

寄附受入れ実績（さとふる及び食べチョク除く）

	金額（千円）	件数（件）	備考
令和２年度	７６０，８７４	３３，９８７	
令和３年度	８５７，９８５	３８，２７０	事務代行事業者変更に伴うポータルサイト一時停止（順次：７～８月）
令和４年度	１，１９８，０４０	５２，７１１	
令和５年度（見込み）	１，３９８，０００	５８，０００	

２　提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

（１）長崎市契約規則（昭和３９年長崎市規則２６号）第２条第１項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第２項に該当しないと認められる者であること。

（２）参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録がある者であること。

（３）長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成７年１１月７日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成２４年長崎市告示第８５号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成１６年長崎市告示第３０５号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成２４年長崎市告示第８２９号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

（５）会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

（６）本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

（７）委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

（８）本事業の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、構成員となる全ての者が（１）から（７）までの要件を満たすものであること。

（９）（８）の場合において、同一コンソーシアムの構成員については、資本・人的関係（コンソーシアムの一構成員の代表者（契約締結権限を有する受任者（以下「受任者」という。）を含む。）が、同一コンソーシアムの他の構成員の代表者（受任者を含む。）を兼ねている場合を除く。）がある２者以上の者が含まれることを妨げない。

（１０）一事業者が複数のコンソーシアムに参加することはできない。また、コンソーシアムに参加する事業者は単独での参加はできない。

（１１）次のいずれかの要件を満たすこと。

ア　過去５か年（令和元年度から令和５年度）のうち年間寄附金額が１０億円以上の同種業務実績があること。

イ　本案件に参加しようとする者と結成するコンソーシアムの構成員のうち、本事業の運営事業者に過去５か年（令和元年度から令和５年度）のうち年間寄附金額が１０億円以上の同種業務実績があること。

３　スケジュール（予定）

内容	期限等
公告日	令和６年４月１日（月）

説明書その他資料配布期間	令和６年４月１日（月）から 令和６年５月１６日（木）午後５時まで
参加表明の手続き期間	令和６年４月１日（月）から 令和６年４月１５日（月）午後５時まで（必着）
説明書等に対する質問提出期間	令和６年４月１日（月）から 令和６年４月１７日（水）午後５時まで（必着）
質問に対する回答期限	令和６年４月１９日（金）まで ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答します。
提案書提出要請日	令和６年４月１７日（水）
提案書提出期限	令和６年５月１７日（金）午後５時まで（必着）
ヒアリング実施日	令和６年５月２４日（金）
決定・非決定通知日	令和６年５月３０日（木）
見積書提出期限	令和６年６月３日（月） ※特定者に対して商業振興課から連絡します。
契約締結予定日	令和６年６月７日（金）

４　参加表明の手続き

（１）提出書類

ア　プロポーザル参加表明書（第１号様式）

イ　担当者連絡先（様式ア）

ウ　業務実績調書（様式イ）

エ　コンソーシアムの結成に係る協定書・委任状

（２）提出期限

令和６年４月１５日（月）午後５時必着（提出期限内に下記（３）提出場所の課に到達していること。）

（３）提出場所

〒８５０－８６８５　長崎市魚の町４番１号　長崎市役所　１４階

長崎市経済産業部　商業振興課　（電話：０９５－８２９－１２９６）

（４）提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第４条第２項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第１項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。

５　提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書の提出を要請するものとする。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日　令和６年４月１７日（水）

６　説明書等に対する質問

（１）受付方法

質問書（様式ケ）に記載の上、電子メールにより下記（３）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

（２）受付期間

公告日から令和６年４月１７日（水）午後５時必着

（３）質問書送付先及び連絡先

長崎市経済産業部　商業振興課

電話：０９５－８２９－１２９６

E-mail: furusato@city.nagasaki.lg.jp

（４）質問に対する回答

令和６年４月１９日（金）までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式コ）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メールで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

７　提案書の提出

（１）提案書類

文書番号	書類名	様式	作成要領
１	提案書	第４号様式	
２	業務実績調書	様式イ	①次のいずれかの実績を記入すること。 ア　過去５か年（令和元年度から令和５年度）のうち、年間１０億円以上の同種業務を完了した実績。 イ　本案件に参加しようとする者と結成するコンソーシアムの構成員のうち、本事業の運営事業者の過去５か年（令和元年度から令和５年度）のうち、年間１０億円以上の同種業務を完了した実績。 ②①に記入した内容を証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。
３	組織調書	様式ウ	
４	配置予定者調書	様式エ	担当者ごとに作成すること。
５	参考見積書	様式オ	①予算額を超える場合は、審査の対象としない。

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>②委託料、返礼品代、配送料、返礼品代の振込手数料、その他経費ごとに明細を記載すること。なお、令和６年８月から令和９年７月までの寄附件数及び寄附金額想定（さとふる及び食べチョク除く）に基づき作成すること。
・寄附件数想定　３０９，２４０件、
・寄附金額想定　６，１９０，６００，０００円
③委託料は、６．６％（消費税相当額を含む。）を上限とすること。
④返礼品代の振込手数料は、毎月３００件を想定し、作成すること。
⑤返礼品の配送料は、下記ア～エの条件に基づき作成すること。
ア　配送件数　３０９，２４０件
イ　サイズ　　６０サイズ
ウ　クール便・常温便の割合　クール便７割・常温便３割
エ　地域割合
<table>
<tr><th>地域</th><th>割合</th></tr>
<tr><td>北海道</td><td>2.7%</td></tr>
<tr><td>北東北</td><td>0.8%</td></tr>
<tr><td>南東北</td><td>2.0%</td></tr>
<tr><td>関東</td><td>49.1%</td></tr>
<tr><td>信越</td><td>1.7%</td></tr>
<tr><td>北陸</td><td>1.3%</td></tr>
<tr><td>中部</td><td>10.9%</td></tr>
<tr><td>関西</td><td>16.5%</td></tr>
<tr><td>中国</td><td>3.6%</td></tr>
<tr><td>四国</td><td>1.5%</td></tr>
<tr><td>九州</td><td>9.2%</td></tr>
<tr><td>沖縄</td><td>0.6%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>６</td><td>業務の実施方針</td><td>様式カ</td><td>業務への取組み体制、提案者の独自性などの特徴、特に重視する業務上の配慮事項（提案を求めている内容を除く）及びその他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記述すること。</td></tr>
<tr><td>７</td><td>業務の実施手法</td><td>様式キ</td><td>仕様書に基づき、下記について必ず記載すること。
①契約締結から寄附受付開始まで及び寄附受付開始以降の返礼品登録の実施フロー（仕様書「６　業務内容（１）（６）」）
②寄附受付から返礼品配送までのフロー（仕様書「６　業務内容（１）（２）」）
③寄附金受領証明書等発行フロー（仕様書「６　業務内容（９）」）
④ワンストップ特例申請の受付事務のフロー（仕様書「６　業務内容（１０）」）
⑤コールセンター業務（仕様書「６　業務内容（８）」）</td></tr>
</table>

８	企画書	任意様式	仕様書に基づき、下記について必ず記載すること。 また、提案にあたっては、【別紙１】長崎市の概況・課題を踏まえて、提案することとし、その提案を行う理由を併せて記載すること。 ①返礼品提供事業者との連携（仕様書「６　業務内容（３）」） ②商品開発について（仕様書「６　業務内容（５）」） ③プロモーション施策（仕様書「６　業務内容（７）」） ④パンフレット作成またはこれに代わる等ＰＲ施策（仕様書「６　業務内容（７）」） ⑤ファン・リピーター確保についての施策（仕様書「６　業務内容（７）」） ⑥上記①～⑤、及びその他の提案を踏まえ、寄附目標額達成するための取組みについて

（２）参考見積の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積を提出すること。
ただし、その取扱いは、積算の際の参考および受託者を特定するための評価項目として用いることとする。その際の評価の着目点は別紙２「評価基準」に示す。

（３）書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本工業規格Ａ４版とし、文字サイズは全て１０ポイント以上とする。ただし、やむを得ない場合はＡ３版も可とする。なお、提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

（４）提出部数

紙の提出は、提出書類一式（上記（１）３～８）をセットにしたものを１部（会社名あり）とし、提案書（第４号様式）については、裏面を白紙とする。また、同書類一式の会社名ありのものと会社名なしのものをそれぞれデータ提供すること（送信先は下記（６）提出場所参照）。会社名なしの書類については、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないこと。

（５）提出期限

令和６年５月１７日（金）午後５時まで【必着】（提出期限内に下記（６）提出場所の課に到達していること。）

（６）提出場所

〒８５０－８６８５　長崎市魚の町４番１号　長崎市役所　１４階
長崎市経済産業部　商業振興課
E-mail: furusato@city.nagasaki.lg.jp

（７）提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第４条第２項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第１項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

また、データについては電子メールにより上記（６）提出場所に送信すること。

８　ヒアリング

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。

（１）実施予定日

令和６年５月２４日（金）（詳細については別途、ヒアリング予定表（様式サ）にて通知する。）

（２）持ち時間

説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を実施する。

１者ずつの呼び込み方式とし、１者の持ち時間は説明２０分以内、質疑２０分程度の計４０分以内とする。

※詳細については別途、ヒアリング予定表（様式サ）にて通知する。

（３）出席者

３人以内とする。

（４）その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機は本市で用意する。

また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

９　受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、受託者を決定し、受託者として決定した者に対しては、決定通知書により、受託者として決定しなかった者に対しては、非決定通知書により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日　令和６年５月３０日（木）

１０　受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、【別紙２】「評価基準」のとおりとする。

１１　契約書の作成の要否

要

１２　その他

（１）本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

（２）提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

（３）参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

（４）提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

（５）提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成１３年長崎市条例第２８号）に基づき、開示することがある。

（６）提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

（７）次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

ア　提案資格を満たさないこととなった場合

イ　参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

（８）成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

（９）受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

（１０）参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を４（３）の場所に届け出なければならない。

１３　担当課

〒８５０－８６８５　長崎市魚の町４番１号　長崎市役所　１４階
長崎市経済産業部　商業振興課
電話：０９５－８２９－１２９６
E-mail: furusato@city.nagasaki.lg.jp